全建事発第 090 号 令和 6 年 10 月 29 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会会 長 今 井 雅 則 〔公 印 省 略〕

下請債権保全支援事業に係る手形の取扱いについて(周知依頼)

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、公正取引委員会及び中小企業庁においては、長期手形が下請事業者の資金繰りの 負担となっていることなどを踏まえ、手形期間が 60 日を超える手形を下請代金支払遅延 等防止法上の一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形(以 下「割引困難な手形」という。)に該当するおそれがあるものとして、本年11月1日以降 に交付される手形から指導の対象にすることとされました。

また、建設業法上の「割引困難な手形」についても、本年11月1日以降に交付される手 形期間が60日を超える手形は、同法第24条の6第3項が禁止する「割引困難な手形」に 該当するとして、同項に違反するおそれがあるものとすることとされました。

下請債権保全支援事業においては、現在、手形期間が120日を超えない手形を債権の保証・買取の対象としているところですが、検討の結果、本事業が手形を受け取る側の下請建設企業等の保護を目的としている事業であることを踏まえ、当面の間、従前の取扱いを継続することとされました。

ただし、手形期間の短縮については、サプライチェーン全体で取組を進める必要があることから、適切な時期に、本事業による保証・買取の対象とする手形期間を60日以内とする予定であるとのことです。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、上記内容と併せて、別紙「手形期間の短縮について」のとおり、手形期間を60日以内に短縮する、請負代金をできる限り現金とするなどの支払手段の適正化に努めることについて、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますようお願い申し上げます。

以上

【添付資料】

- · 別添 1 国土交通省通知文
- ・別紙 手形期間の短縮について

【担当】事業部 三浦

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp